

## 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証申請について

法人名	特定非営利活動法人 いなば社会福祉評価サービス	特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー
認証期間	平成29年7月16日から 令和2年7月15日まで	平成29年7月16日から 令和2年7月15日まで
認証更新期間	令和2年7月16日から 令和5年7月15日まで	令和2年7月16日から 令和5年7月15日まで
所在地	鳥取市湖山町東	東京都品川区西五反田
代表者	上野 友喜子	新津 ふみ子
評価事務責任者	植田 哲朗	鳥海 房枝
評価区分	地域密着型	第三者評価
評価調査者	7名	8名
県内における 評価件数	【鳥取県内】 H29年度 7件 H30年度 14件 R元年度 6件 3か年度合計 27件	【鳥取県内(全国)】 H29年度 2件(60件) H30年度 1件(53件) R元年度 2件(49件) 3か年度合計 5件(162件)
現地調査	令和2年5月29日	令和2年6月5日 ※電話で聞き取り
備考	継続認証	継続認証

※申請書類審査表及び現地調査審査結果については、別添のとおりです。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証申請について

法人名	特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク	特定非営利活動法人 あいおらいと
認証期間	平成29年9月21日から 令和2年9月20日まで	平成29年7月28日から 令和2年7月27日まで
認証更新期間	令和2年9月21日から 令和5年9月20日まで	令和2年7月28日から 令和5年7月27日まで
所在地	東京都千代田区九段南	鳥取市気高町
代表者	中村 俊二	田中 進
評価事務責任者	浅野 紀子	田中 進
評価区分	地域密着型	第三者評価 地域密着型
評価調査者	7名 ※新たに3名登録手続中	第三者評価 7名 地域密着型 4名
県内における 評価件数	【鳥取県内(全国)】 H29年度 4件(5件) H30年度 3件(3件) R元年度 4件(4件) 3か年度合計 11件(12件)	【第三者評価 県内(全国)・地域密着型(全国)】 H29年度 2件(2件)・1件(1件) H30年度 4件(5件)・1件(1件) R元年度 6件(13件)・2件(2件) 3か年度合計 12件(20件)・4件(4件)
現地調査	令和2年6月5日 ※電話で聞き取り	令和2年5月29日
備考	継続認証	継続認証

※申請書類審査表及び現地調査審査結果については、別添のとおりです。

## 評価機関認証申請書類審査表

## 【申請団体】 特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス

## ○審査表 1 (要件の審査)

	認証要件 (認証要綱第 3 条)	申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	特定非営利活動法人である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス (社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 2 号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。) を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。			
	ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。	該当なし	適	
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)	該当なし	適	
4	評価調査者を 2 名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登録されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	地域密着型サービス外部評価の評価調査者 7 名	適	1 名名字変更手続中
5	認証要綱第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる資料等を整備し、公開していること。 ※認証要綱第 8 条第 1 項第 7 号 (認証機関が遵守すべき事項) において「自己の管理するホームページに同資料等を掲載すること」としている。 ※令和元年度第 1 回評価推進委員会において、評価料金表だけでなく、その積算資料も提出を依頼するよう提案があった。	申請団体のホームページにおける公表状況は以下のとおり (第 3 条第 1 項第 5 号関係) ア 評価調査者一覧：公開中 イ 評価の内容、手法等に関する規程：公開中 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開中 エ 評価料金表：公開中 オ 評価実績：WAM ネットのリンク	適	
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情解決実施要領は定めている。 (様式は現在準備中)	適	
7	認証要綱第 11 条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近 3 か年度における評価件数 (社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。) が 10 件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	【鳥取県内】 平成 29 年度：7 件 平成 30 年度：14 件 令和元年度：6 件 3 か年度合計：27 件	適	

**【申請団体】 特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス**

○審査表 2 (必要資料の審査)

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無及び該当資料	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	
2	役員名簿	有	
3	定款又は寄付行為等	定款	
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度事業計画書(案)</li> <li>・平成30年度、令和元年度事業報告</li> <li>・令和2年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書(案)</li> </ul>	
5	前年度予算書及び決算書(新設法人は不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書(案)</li> <li>・令和元年度特定非営利活動に係る事業 会計収支決算</li> </ul>	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	—	
7	所属する評価調査者一覧(他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付)	調査者名簿	
8	評価手順及び手法に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の流れ</li> <li>・訪問調査当日の流れ(参考例)</li> </ul>	
9	倫理及び守秘義務に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守秘義務規程及び倫理規程について</li> </ul>	
10	苦情解決体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決実施要領関係書類他(現在、様式は準備中)</li> </ul>	
11	評価料金表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価料金表(令和2年4月1日)</li> <li>・補足説明資料</li> </ul>	
12	その他(評価実績)	—	

継続認証に係る現地調査審査表

特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
○評価機関認証要綱第8条（評価機関が遵守すべき事項）関係					
<b>評価機関関係</b>					
評価を受審する施設等（以下「受審施設等」という。）と次に掲げる関係にない。					
1	(1)	評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部（以下「法人本部」という。）若しくは受審施設等以外の施設等（以下「同一法人施設等」という。）に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。	行っていない	○	
	(2)	受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。	行っていない	○	
<b>役員関係</b>					
評価機関の役員（会員及び顧問等は対象外）が、受審施設等と次に掲げる関係にない。					
2	(3)	評価機関の役員に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(4)	評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人（①地域福祉の推進を図るために設立された法人、②公益的な事業を行っている法人で公正に評価できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認めた法人を除く。）が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。		該当なし	○
		①	高齢者を対象とした福祉・保健サービス		
		②	障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービス		
	③	①及び②以外を対象とした福祉・保健サービス			
	(5)	評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
(6)	評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	該当なし	○		
<b>評価調査者関係</b>					
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行っている。					
3	(7)	評価調査者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(8)	評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。		該当なし	○
		①	評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。		
		②	評価調査者所属法人と受審施設等とともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。		
	③	評価調査者所属法人と受審施設等とともに①及び②以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
	(9)	評価調査者に、地域密着型サービスを提供する施設等の職員がいる。（地域密着型サービス外部評価に限る。）	該当なし	○	
(10)	評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(11)	評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	行っていない	○		
4	所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（上記(8)の場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。				
	(12)	評価調査者所属法人と受審施設等とともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(13)	評価調査者所属法人と受審施設等とともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(14)	評価調査者所属法人と受審施設等とともに（12）及び（13）以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
(15)	評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。			審査項目（20）以下を参照	
(16)	同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。	連続となることがあった	×	・調査者が連続とされないよう計画はするが、急遽調査者が変更となることがあり、連続となることがあったため、連続とされないよう指導した。	

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
5	(17)	受審施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。(認証要綱第3条第1項第6号)	整備している	○	
	(18)	事業の透明性を確保するため、次の事項を自己の管理するホームページに掲載すること。		掲載している	○
		①	評価機関として認証された日及び番号		
		②	実施する評価の種類		
③	法人の概要(法人の一部部署が評価を行う場合は、当該部署の概要)・評価調査者一覧・評価内容及び手法に関する規程、倫理及び守秘義務に関する規程、評価料金表、評価実績(評価がない場合は不要)及び事務責任者の連絡先等				
(19)	役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしていないか。	漏えいしていない	○		

○鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領関係

6	(20)	体制・方法は適正か	県の事務取扱要領の内容を満たした体制・方法で実施している	○	・評価調査者は2名を基本としている。 ・評価は訪問調査(1日)を基本としている。
		①評価項目、評価区分(3段階:a, b, c)、2段階(a, c)			
		②評価方法(訪問調査、書面調査)			
		③自己評価			
		④評価調査者数			
		⑤評価調査日数			
		⑥公表方針			
		⑦評価の公表期間			
⑧報告書					
(21)	事前説明会等により事業者の説明されているか	説明されている	○	・事前説明は、全ての事業所に対して事前説明資料により説明をしている。	
(22)	事前説明事項は適切か	適切である	○		
	①事業の趣旨、スケジュール、評価項目等				
	②評価に入る評価調査者の氏名				
	③評価料金及び解約に関すること				
	④事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等				
	⑤評価結果の公表、苦情対応に関すること				
	⑥評価機関の倫理、守秘義務に関すること				
⑦その他、評価の受審に当たり必要なこと					
(23)	評価終了後、報告書を公表するに当たり事業者の承認を得られているか	同意を得ている	○		
(24)	報告書の内容に異議を申し出た事業者から意見書の提出を適切に受け付けているか	該当なし	○		
(25)	評価の決定方法について、訪問調査を行った評価調査者の合議により適切に決定されているか	合議により決定している	○		
(26)	上記の方法で決定できない場合や事業者から報告書の内容に異議があった場合に評価決定委員会で評価が決定されているか	該当なし	○		
(27)	事業者から提出された意見書の取扱は適正か ※意見書を受領した場合、評価決定委員会で報告書の内容を決定、挙証資料があれば報告書の内容に盛り込むことも要検討	該当なし	○		
(28)	評価結果について、訪問調査の日から2か月以内に報告書をWAMネットに掲載し、事業者に通知しているか	2か月以内に掲載できていないことがあり、また掲載後の通知をしていない	×	・事前説明で公表の同意後WAMネットに掲載する旨説明はしているが、WAMネット掲載後に改めて通知はしていなかったことから通知するよう指導した。 ・公表の遅延理由の多くが、受審施設からの同意の連絡が遅いためであるが、2か月以内に公表できない理由を通知していなかったことから、事業所へ同意の確認を行うか、遅延理由を通知するよう指導した。	
(29)	上記期間内に公表ができない場合に、理由等を事業者に通知しているか	2か月以内に公表できない理由を通知していない	×		
(30)	評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証を交付しているか	交付しているが様式の記載事項が若干間違っていた	×	・様式の記載事項が若干間違っていたため、修正するよう指導した。	

## 評価機関認証申請書類審査表

## 【申請団体】 特定非営利活動法人メイアイヘルプユー

## ○審査表 1 (要件の審査)

認証要件 (認証要綱第 3 条)		申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	特定非営利活動法人である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス (社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 2 号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。) を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員が、次の各号のいずれにも該当しないこと。	該当なし	適	
	ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。			
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)	—	—	
4	評価調査者を 2 名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	福祉サービス第三者評価調査者 8 名	適	
5	認証要綱第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる資料等を整備し、公開していること。 ※認証要綱第 8 条第 1 項第 7 号 (認証機関が遵守すべき事項) において「自己の管理するホームページに同資料等を掲載すること」としている。 ※令和元年度第 1 回評価推進委員会において、評価料金表だけでなく、その積算資料も提出を依頼するよう提案があった。	申請団体のホームページにおける公表状況は以下のとおり (第 3 条第 1 項第 5 号関係) ア 評価調査者一覧：公開中 イ 評価の内容、手法等に関する規程：公開中 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開中 エ 評価料金表：公開中 オ 評価実績：公開中	適	
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情受付窓口を設置している。	適	
7	認証要綱第 1 1 条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近 3 か年度における評価件数 (社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。) が 1 0 件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	【鳥取県内 (全国)】 平成 2 9 年度 : 2 件 (6 0 件) 平成 3 0 年度 : 1 件 (5 3 件) 令和元年度 : 2 件 (4 9 件) 3 か年度合計 : 5 件 (1 6 2 件)	適	

【申請団体】 特定非営利活動法人メイアイヘルプユー

○審査表 2 (必要資料の審査)

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無及び該当資料	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	
2	役員名簿	有	
3	定款又は寄付行為等	定款	
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	2019年度事業計画 (2019年10月～2020年9月)	
5	前年度予算書及び決算書(新設法人は不要)	・2019年度予算案 ・平成30年度決算書	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	—	
7	所属する評価調査者一覧(他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付)	2020年度 所属評価調査者一覧	
8	評価手順及び手法に関する書類	・申し込みから受審に至る流れ ・評価のしくみ ・評価の手順 ・事前説明 ・自己評価(事業評価) ・訪問調査(事業評価) ・利用者調査 ・福祉施設・事業所への報告(フィードバック)および報告会	
9	倫理及び守秘義務に関する規程	・倫理規程	
10	苦情解決体制の概要	・所在地・お問い合わせ・苦情受付窓口	
11	評価料金表	・評価料金	・積算根拠はなし。 ・社会的養護施設及び保育所の受審費用を考慮し相対で決定。
12	その他(評価実績)	・第三者評価実績一覧(2020年3月31日現在)	



継続認証に係る現地調査審査表

特定非営利活動法人マイアイヘルプユー

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
○評価機関認証要綱第8条（評価機関が遵守すべき事項）関係					
<b>評価機関関係</b>					
評価を受審する施設等（以下「受審施設等」という。）と次に掲げる関係にない。					
1	(1)	評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部（以下「法人本部」という。）若しくは受審施設等以外の施設等（以下「同一法人施設等」という。）に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。	行っていない	○	
	(2)	受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。	行っていない	○	
<b>役員関係</b>					
評価機関の役員（会員及び顧問等は対象外）が、受審施設等と次に掲げる関係にない。					
2	(3)	評価機関の役員に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(4)	評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人（①地域福祉の推進を図るために設立された法人、②公益的な事業を行っている法人で公正に評価できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認めた法人を除く。）が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。	該当なし	○	
		① 高齢者を対象とした福祉・保健サービス			
		② 障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービス			
	③ ①及び②以外を対象とした福祉・保健サービス				
(5)	評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(6)	評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	該当なし	○		
<b>評価調査者関係</b>					
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行っている。					
3	(7)	評価調査者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(8)	評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。	該当なし	○	
		① 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
		② 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
	③ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに①及び②以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。				
	(9)	評価調査者に、地域密着型サービスを提供する施設等の職員がいる。（地域密着型サービス外部評価に限る。）	該当なし	○	
(10)	評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(11)	評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	行っていない	○		
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（上記(8)の場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。					
4	(12)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(13)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(14)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに（12）及び（13）以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
(15)	評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。	/			
(16)	同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。	連続となっていない	○		

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
5	(17)	受審施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。（認証要綱第3条第1項第6号）	整備している	○	
	(18)	事業の透明性を確保するため、次の事項を自己の管理するホームページに掲載すること。		掲載している	○
		①	評価機関として認証された日及び番号		
		②	実施する評価の種類		
③	法人の概要（法人の一部部署が評価を行う場合は、当該部署の概要）・評価調査者一覧・評価内容及び手法に関する規程、倫理及び守秘義務に関する規程、評価料金表、評価実績（評価がない場合は不要）及び事務責任者の連絡先等				
(19)	役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしていないか。	漏えいしていない	○		

**○鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領関係**

6	(20)	体制・方法は適正か	県の事務取扱要領の内容を満たした体制・方法で実施している	○	・評価調査者は3名を基本としている。 ・評価は①事前説明会（1日）②訪問調査（2日）③別途、利用者へのヒアリングの実施を基本としている。
		①評価項目、評価区分（3段階：a, b, c）、2段階（a, c）			
		②評価方法（訪問調査、書面調査）			
		③自己評価			
		④評価調査者数			
		⑤評価調査日数			
		⑥公表方針			
		⑦評価の公表期間			
⑧報告書					
(21)	事前説明会等により事業者の説明されているか	説明されている	○	・事前説明は、全ての事業所を訪問し、事前説明資料により説明をしている。	
(22)	事前説明事項は適切か	適切である	○		
	①事業の趣旨、スケジュール、評価項目等				
	②評価に入る評価調査者の氏名				
	③評価料金及び解約に関すること				
	④事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等				
	⑤評価結果の公表、苦情対応に関すること				
	⑥評価機関の倫理、守秘義務に関すること				
⑦その他、評価の受審に当たり必要なこと					
(23)	評価終了後、報告書を公表するに当たり事業者の承認を得られているか	同意を得ている	○	・公表に関しては、必ず同意書を受領している。	
(24)	報告書の内容に異議を申し出た事業者から意見書の提出を適切に受け付けているか	該当なし	○		
(25)	評価の決定方法について、訪問調査を行った評価調査者の合議により適切に決定されているか	合議により決定している	○		
(26)	上記の方法で決定できない場合や事業者から報告書の内容に異議があった場合に評価決定委員会で評価が決定されているか	該当なし	○		
(27)	事業者から提出された意見書の取扱は適正か ※意見書を受領した場合、評価決定委員会で報告書の内容を決定、挙証資料があれば報告書の内容に盛り込むことも要検討	該当なし	○		
(28)	評価結果について、訪問調査の日から2か月以内に報告書をWAMネットに掲載し、事業者に通知しているか	以前は、受審施設の評価結果が2か月以内に掲載できていなかったが、令和元年度は2か月以内に掲載している。また掲載後の通知はしている	×	・受審施設を幾度も訪問すること、また報告書の同意確認に時間を要することからWAMネットへの掲載が遅延することがあったが、直近では2か月以内に掲載できていることから引き続き2か月以内に掲載するよう指導した。	
(29)	上記期間内に公表ができない場合に、理由等を事業者に通知しているか	2か月以内に公表できない理由を通知していない	×	・また公表の遅延理由を、事業所に通知していないことから、通知するよう指導した。	
(30)	評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証を交付しているか	交付していない	×	・認定書を交付していなかったため、交付するよう指導した。	

## 評価機関認証申請書類審査表

## 【申請団体】 特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

## ○審査表 1 (要件の審査)

認証要件 (認証要綱第 3 条)		申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	特定非営利活動法人である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス (社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 2 号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。) を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。	該当なし	適	
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)	該当なし	適	
4	評価調査者を 2 名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登録されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	地域密着型サービス外部評価の評価調査者 7 名 (新たに 3 名登載希望)	適	3 名の登載 手続中
5	認証要綱第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる資料等を整備し、公開していること。 ※認証要綱第 8 条第 1 項第 7 号 (認証機関が遵守すべき事項) において「自己の管理するホームページに同資料等を掲載すること」としている。 ※令和元年度第 1 回評価推進委員会において、評価料金表だけでなく、その積算資料も提出を依頼するよう提案があった。	申請団体のホームページにおける公表状況は以下のとおり (第 3 条第 1 項第 5 号関係) ア 評価調査者一覧：公開中 イ 評価の内容、手法等に関する規程：公開中 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開中 エ 評価料金表：公開中 オ 評価実績：公開中	適	
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情解決の申立窓口を設置している。	適	
7	認証要綱第 1 1 条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近 3 か年度における評価件数 (社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。) が 1 0 件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	【鳥取県内 (全国)】 平成 2 9 年度 : 4 件 (5 件) 平成 3 0 年度 : 3 件 (3 件) 令和元年度 : 4 件 (4 件) 3 か年度合計 : 1 1 件 (1 2 件)	適	

【申請団体】 特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

○審査表 2 (必要資料の審査)

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無及び該当資料	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	
2	役員名簿	有	
3	定款又は寄付行為等	定款	
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	2020年度版法人案内	
5	前年度予算書及び決算書（新設法人は不要）	・令和元年度収支予算比較表 ・決算報告書（令和元年度）	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	・評価を実施する部署、連絡先 ・組織図（令和2年4月）	
7	所属する評価調査者一覧（他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付）	所属する評価調査者一覧 （令和2年4月20日現在）	
8	評価手順及び手法に関する書類	・地域密着型サービス 外部評価管理手順と情報管理システム	
9	倫理及び守秘義務に関する規程	・地域密着型サービス外部評価に関する守秘義務規程及び倫理規程	
10	苦情解決体制の概要	・評価に関する意見や苦情等の申立窓口および責任者に関する規程	
11	評価料金表	・鳥取県 地域密着型サービス外部評価 料金表 ・鳥取県 地域密着型サービス外部評価 費用内訳	
12	その他（評価実績）	評価実績表（令和2年4月20日現在）	

継続認証に係る現地調査審査表

特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
○評価機関認証要綱第8条（評価機関が遵守すべき事項）関係					
<b>評価機関関係</b>					
評価を受審する施設等（以下「受審施設等」という。）と次に掲げる関係にない。					
1	(1)	評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部（以下「法人本部」という。）若しくは受審施設等以外の施設等（以下「同一法人施設等」という。）に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。	行っていない	○	
	(2)	受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。	行っていない	○	
<b>役員関係</b>					
評価機関の役員（会員及び顧問等は対象外）が、受審施設等と次に掲げる関係にない。					
2	(3)	評価機関の役員に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(4)	評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人（①地域福祉の推進を図るために設立された法人、②公益的な事業を行っている法人で公正に評価できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認めた法人を除く。）が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。	該当なし	○	
		① 高齢者を対象とした福祉・保健サービス			
		② 障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービス			
	③ ①及び②以外を対象とした福祉・保健サービス				
(5)	評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(6)	評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	該当なし	○		
<b>評価調査者関係</b>					
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行っている。					
3	(7)	評価調査者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(8)	評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。	該当なし	○	
		① 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
		② 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
	③ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに①及び②以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。				
	(9)	評価調査者に、地域密着型サービスを提供する施設等の職員がいる。（地域密着型サービス外部評価に限る。）	該当なし	○	
(10)	評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(11)	評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	行っていない	○		
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（上記(8)の場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。					
4	(12)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(13)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(14)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに（12）及び（13）以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
(15)	評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。				
(16)	同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。	連続となっていない	○		

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
5	(17)	受審施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。（認証要綱第3条第1項第6号）	整備している	○	
	(18)	事業の透明性を確保するため、次の事項を自己の管理するホームページに掲載すること。		掲載している	○
		①	評価機関として認証された日及び番号		
		②	実施する評価の種類		
③	法人の概要（法人の一部部署が評価を行う場合は、当該部署の概要）・評価調査者一覧・評価内容及び手法に関する規程、倫理及び守秘義務に関する規程、評価料金表、評価実績（評価がない場合は不要）及び事務責任者の連絡先等				
(19)	役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしていないか。	漏えいしていない	○		

○鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領関係

6	(20)	体制・方法は適正か	県の事務取扱要領の内容を満たした体制・方法で実施している	○	・評価調査者は2名を基本としている。 ・評価は訪問調査（1日）を基本としている。
		①評価項目、評価区分（3段階：a, b, c）、2段階（a, c）			
		②評価方法（訪問調査、書面調査）			
		③自己評価			
		④評価調査者数			
		⑤評価調査日数			
		⑥公表方針			
		⑦評価の公表期間			
⑧報告書					
(21)	事前説明会等により事業者の説明されているか	説明されている	○	・事前説明は、全ての事業所に対して事前説明資料を送付し、電話で説明をしている。	
(22)	事前説明事項は適切か	適切である	○		
	①事業の趣旨、スケジュール、評価項目等				
	②評価に入る評価調査者の氏名				
	③評価料金及び解約に関すること				
	④事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等				
	⑤評価結果の公表、苦情対応に関すること				
	⑥評価機関の倫理、守秘義務に関すること				
⑦その他、評価の受審に当たり必要なこと					
(23)	評価終了後、報告書を公表するに当たり事業者の承認を得られているか	同意を得ている	○		
(24)	報告書の内容に異議を申し出た事業者から意見書の提出を適切に受け付けているか	該当なし	○		
(25)	評価の決定方法について、訪問調査を行った評価調査者の合議により適切に決定されているか	合議により決定している	○		
(26)	上記の方法で決定できない場合や事業者から報告書の内容に異議があった場合に評価決定委員会で評価が決定されているか	該当なし	○		
(27)	事業者から提出された意見書の取扱は適正か ※意見書を受領した場合、評価決定委員会で報告書の内容を決定、挙証資料があれば報告書の内容に盛り込むことも要検討	該当なし	○		
(28)	評価結果について、訪問調査の日から2か月以内に報告書をWAMネットに掲載し、事業者に通知しているか	受審施設の評価結果全てが2か月以内に掲載できていなかったが、掲載後の通知はしている	×	・受審施設において、施設長が、評価結果の公表前の確認を職員にも行わせることにより、職員の目標作成計画を作成させる等職員育成のツールとして活用する施設が増えてきている、また評価機関として受審施設が同一法人の場合、記載方法を統一的にしたいとのことから公表が遅延しているが、利用者にも影響があることから2か月以内に掲載するよう指導した。	
	(29)	上記期間内に公表ができない場合に、理由等を事業者へ通知しているか	2か月以内に公表できない理由を通知している	○	
	(30)	評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証を交付しているか	交付しているが様式の記載事項が若干間違っていた	×	・様式の記載事項が若干間違っていたため、修正するよう指導した。

## 評価機関認証申請書類審査表

## 【申請団体】 特定非営利活動法人あいおらいと

## ○審査表 1 (要件の審査)

	認証要件 (認証要綱第 3 条)	申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	特定非営利活動法人である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス（社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 2 号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。）を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。	該当なし	適	
	ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。			
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。（地域密着型サービス外部評価に限る。）	該当なし	適	
4	評価調査者を 2 名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登録されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	・福祉サービス第三者評価の評価調査者 7 名 ・地域密着型サービス外部評価の評価調査者 4 名	適	
5	認証要綱第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる資料等を整備し、公開していること。 ※認証要綱第 8 条第 1 項第 7 号（認証機関が遵守すべき事項）において「自己の管理するホームページに同資料等を掲載すること」としている。 ※令和元年度第 1 回評価推進委員会において、評価料金表だけでなく、その積算資料も提出を依頼するよう提案があった。	申請団体のホームページにおける公表状況は以下のとおり （第 3 条第 1 項第 5 号関係） ア 評価調査者一覧：公開中 イ 評価の内容、手法等に関する規程：公開中 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開中 エ 評価料金表：公開中 オ 評価実績：WAM ネット及び社会的養護関係施設は全国社会福祉協議会のリンク	適	
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情申出窓口を設置している。	適	
7	認証要綱第 1 1 条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近 3 か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。）が 1 0 件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	【第三者評価 鳥取県内（全国）・鳥取地域密着型 鳥取県内（全国）】 平成 2 9 年度：2 件（2 件）・1 件（1 件） 平成 3 0 年度：4 件（5 件）・1 件（1 件） 令和元年度：6 件（1 3 件）・2 件（2 件） 3 か年度合計：1 2 件（2 0 件）・4 件（4 件）	適	

**【申請団体】 特定非営利活動法人あいおらいと**

○審査表 2 (必要資料の審査)

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無及び該当資料	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	
2	役員名簿	有	
3	定款又は寄付行為等	・定款	
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	・チラシ ・事業の概要	
5	前年度予算書及び決算書（新設法人は不要）	・令和元年度予算案、決算書	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	－	
7	所属する評価調査者一覧（他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付）	・所属する評価調査者一覧	
8	評価手順及び手法に関する書類	・評価手順及び手法を説明する書類	
9	倫理及び守秘義務に関する規程	・倫理及び守秘義務に関する規程（別添契約書）	
10	苦情解決体制の概要	・苦情申出窓口について	
11	評価料金表	・評価料金表 ・福祉サービス第三者評価積算算出表（旅費別）	
12	その他（評価実績）	・令和元年度福祉サービス第三者評価実績 ・令和元年度認知症対応型共同生活介護評価実績	



継続認証に係る現地調査審査表

特定非営利活動法人あいおらいと

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
○評価機関認証要綱第8条（評価機関が遵守すべき事項）関係					
<b>評価機関関係</b>					
評価を受審する施設等（以下「受審施設等」という。）と次に掲げる関係にない。					
1	(1)	評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部（以下「法人本部」という。）若しくは受審施設等以外の施設等（以下「同一法人施設等」という。）に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。	行っていない	○	
	(2)	受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。	行っていない	○	
<b>役員関係</b>					
評価機関の役員（会員及び顧問等は対象外）が、受審施設等と次に掲げる関係にない。					
2	(3)	評価機関の役員に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(4)	評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人（①地域福祉の推進を図るために設立された法人、②公益的な事業を行っている法人で公正に評価できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認めた法人を除く。）が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。	該当なし	○	
		① 高齢者を対象とした福祉・保健サービス			
		② 障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービス			
	③ ①及び②以外を対象とした福祉・保健サービス				
(5)	評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(6)	評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	該当なし	○		
<b>評価調査者関係</b>					
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行っている。					
3	(7)	評価調査者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(8)	評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。	該当なし	○	
		① 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
		② 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
	③ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに①及び②以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。				
	(9)	評価調査者に、地域密着型サービスを提供する施設等の職員がいる。（地域密着型サービス外部評価に限る。）	該当なし	○	
(10)	評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(11)	評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	行っていない	○		
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（上記(8)の場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。					
4	(12)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(13)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(14)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに（12）及び（13）以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
(15)	評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。	/		審査項目（20）以下を参照	
(16)	同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。	連続となっていない	○		

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
5	(17)	受審施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。（認証要綱第3条第1項第6号）	整備している	○	
	(18)	事業の透明性を確保するため、次の事項を自己の管理するホームページに掲載すること。	掲載している	○	
		① 評価機関として認証された日及び番号			
		② 実施する評価の種類			
③ 法人の概要（法人の一部部署が評価を行う場合は、当該部署の概要）・評価調査者一覧・評価内容及び手法に関する規程、倫理及び守秘義務に関する規程、評価料金表、評価実績（評価がない場合は不要）及び事務責任者の連絡先等					
(19)	役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしていないか。	漏えいしていない	○		
<b>○鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領関係</b>					
6	(20)	体制・方法は適正か	県の事務取扱要領の内容を満たした体制・方法で実施している	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価調査者は第三者評価3名、外部評価2名を基本としている。</li> <li>・評価は①施設見学及び事前説明会（4時間）②訪問調査（1日）③結果説明会（2時間）を基本としている。</li> <li>・利用者アンケートは外部評価及び第三者評価で実施することを基本としている。</li> </ul>
		①評価項目、評価区分（3段階：a, b, c）、2段階（a, c）			
		②評価方法（訪問調査、書面調査）			
		③自己評価			
		④評価調査者数			
		⑤評価調査日数			
		⑥公表方針			
		⑦評価の公表期間			
	⑧報告書				
	(21)	事前説明会等により事業者の説明されているか	説明されている	○	・事前説明は、全ての事業所に対して事前説明資料により説明をしている。
	(22)	事前説明事項は適切か	適切である	○	
		①事業の趣旨、スケジュール、評価項目等			
		②評価に入る評価調査者の氏名			
③評価料金及び解約に関すること					
④事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等					
⑤評価結果の公表、苦情対応に関すること					
⑥評価機関の倫理、守秘義務に関すること					
⑦その他、評価の受審に当たり必要なこと					
(23)	評価終了後、報告書を公表するに当たり事業者の承認を得られているか	同意を得ている	○		
(24)	報告書の内容に異議を申し出た事業者から意見書の提出を適切に受け付けているか	該当なし	○		
(25)	評価の決定方法について、訪問調査を行った評価調査者の合議により適切に決定されているか	合議により決定している	○		
(26)	上記の方法で決定できない場合や事業者から報告書の内容に異議があった場合に評価決定委員会で評価が決定されているか	該当なし	○		
(27)	事業者から提出された意見書の取扱は適正か ※意見書を受領した場合、評価決定委員会で報告書の内容を決定、挙証資料があれば報告書の内容に盛り込むことも要検討	該当なし	○		
(28)	評価結果について、訪問調査の日から2か月以内に報告書をWAMネットに掲載し、事業者に通知しているか	概ね2か月以内に掲載し通知している	○		
(29)	上記期間内に公表ができない場合に、理由等を事業者に通じているか	該当なし	○		
(30)	評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証を交付しているか	認定証の交付はしているが、様式が間違っていた	×	・全国社会福祉協議会の認定証様式を使用していたため、県の定める様式を使用するよう指導した。	